

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）の施行期日は、令和七年四月一日とする。